

平成24年(ワ)第3671号、同第3946号
大飯原子力発電所運転差止等請求事件
原告 竹本修三 外
被告 国外1名

証 拠 説 明 書

(第64準備書面)

2019年7月26日

京都地方裁判所 第6民事部 はB係御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 出口 治 男

弁護士 渡 辺 輝 人ほか

号証	文書の標目	原本・写	作成日	作成者
		しの別		
甲497	意見書(基準地震動評価のための強震動予測について-後追い予測における不確かさ-)	原本	2019.7.20	赤松純平
	熊本地震の断層モデルが入倉・三宅の式によるスケーリング則と整合するとしても、観測点での地震動が過小評価となっている危険性は全く否定できないこと等			
甲498	朝日新聞記事	写し	2018.5.22	朝日新聞社
	熊本地震後、深さ4メートルまで掘ってトレンチ調査を実施したところ、過去の断層活動によるものとみられる地層の変形が複数見つかリ、過去1万3000年の間に計6回も活動した可能性があることが明らかとなったこと等			
甲499	活断層を調べる～トレンチ調査の紹介～	写し	2006	二階堂学
	活断層の实在、地下浅部での断層の微細な構造、延長方向等を把握するためにトレンチ調査は有効な手法であり、全国の断層で実施されていること等			
甲500	反訳文(NHKラジオ)	写し	2008.5.21	弁護士島田広
	瀧澤一起教授が、NHKラジオで、地表から見ただけでは活断層の有無は分かりにくく最低限トレンチ調査などが行われるべきであること、基準地震動が過小評価のおそれがあること等を指摘していること			